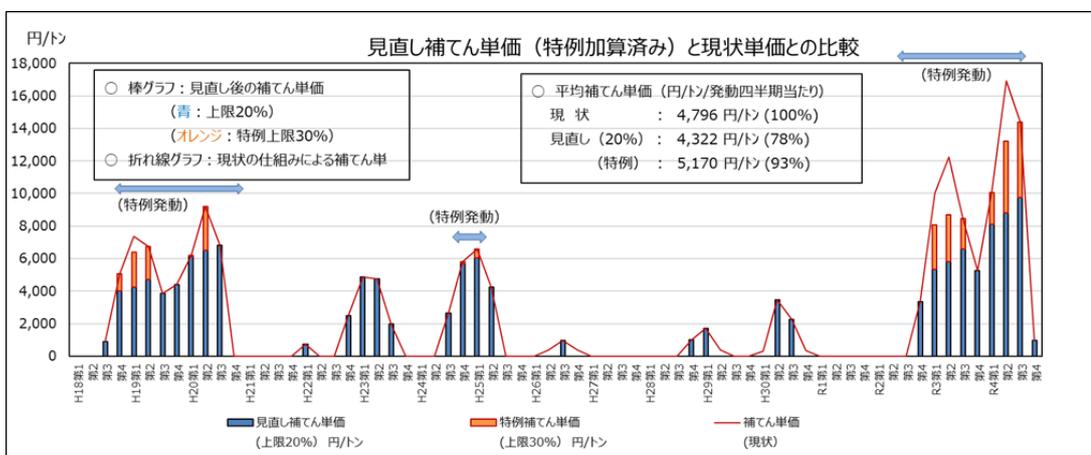


補てん制度にかかる全日基からの提案

全日基は、基金制度全般に関わる3本柱（1.通常補てんと異常補てんの一本化、2.生産者に分かりやすい補てんの仕組み、3.三基金団体の統合）について、7つの取組課題を設定しながら今後の展開方向を提案します。

1. 通常補てんと異常補てんの一本化（スリム化）

- ・ 通常補てんと異常補てんの仕組みを一本化し、補てん金の負担割合を民間6割、国庫4割とします。
- ・ 補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限（基準価格の2割まで）を設けます。
- ・ 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例（基準価格の3割まで）を設け、国庫から補てんします。



2. 補てん発動の早期判明・早期支払いにかかる仕組みの導入

- ・ データの前倒し利用により、補てん判明及び補てん金交付の時期を早める（2ヵ月）ことが可能となり、的確かつタイムリーな経営計画の策定に貢献します。

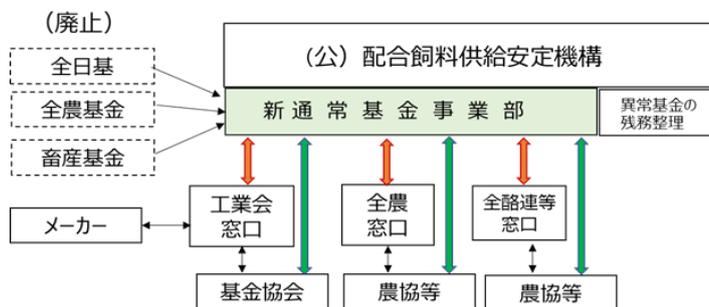
○ 2ヵ月前倒し方式にかかる諸元（第1四半期（4～6月期）の場合）

項目	見直し案	現行	前倒し・短縮
補てん限度額の公表時期	4月後半	7月半ば	▲2～3ヵ月
補てん金の支払い	6月中	8月半ば	(▲2ヵ月)

注：補てん金支払いの前倒し（短縮）の（▲2ヵ月）は見直し案を6月中旬とした場合の月数

3. 三基金の統合による制度コストの低減等

- ・ 三基金の安定機構への編入により、重複コストの削減、分かりやすい制度運営、加入者モビリティの充実等の可能性が拡大します。



注：➡は、積立金、補てん金等の流れ。↔は相互調整事務関係